

平成27年1月1日から
難病の方・

小児慢性特定疾病の方への
新たな医療費助成制度が
始まっています。

平成27年7月1日からは

難病の医療費助成の対象疾患が

306疾患に拡大されました。

これまでは法律に基づかない予算事業であったのが、平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立したことにより、法律に基づいての措置としての制度となりました。

このような動きを受けて、6月21日に開かれた岐阜県難病ケアコーディネーター研修会において、新たな難病法についての研修が行われました。「難病法の解釈」については県の健康福祉部保健医療課難病対策係より説明があり、1月1日に対象疾病が一部分拡大されたからの岐阜県の現状についてのお話もありました。交付件数の多い主な疾患は、パーキンソン病、全身性エリテマトーデスなど今までも対象となっていた疾患が多く、追加で対象となった疾患の申請はまださほど多くはないそうです。対象疾患が

拡大されれば、医療費助成の受給者数は2倍ほどに増えるのではないかと、厚労省の試算があったことを考えると、まだまだ周知が十分ではないのかとも思えます。

また日頃つながっている相談者からや患者会の方からの声としては、今まで医療費助成の対象となっていなかった疾病の方からは、対象となつてよかったという声聞かれる一方で、今まで助成を受けていた方からは自己負担が増えて経済的に苦しいという声があるのも事実です。そのことを考え合わせても、今後の動向に注目していく必要があると思います。

(相談員 白木(裕))

指定難病の病名ではあるけれど 病状の程度が基準を 満たしていなかった方へ

医療費が高額な場合、「軽症高額基準該当者」という対象枠があるので、お住まいの地域の県保健所に一度ご相談してみてください。